

板橋区実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

(令和2年1月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号に規定する事業（次条第3号の教育・保育給付認定保護者に対する事業に限る。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 法第27条に定める施設（幼稚園及び認定こども園に限る。）
 - (2) 教育・保育給付認定子ども 毎年4月1日以降、板橋区内に住所を有する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、法第19条1号に認定された子ども
 - (3) 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者のうち、法第19条第1号に認定された子どもの保護者
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他の状況を勘案し、これらに準ずる者として区長が認める教育・保育給付認定保護者に対し支給するものとする。

(補助対象費用及び補助限度額)

第4条 補助対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）の種類は、前条第1号に該当する教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助とし、補助限度額は月額2,700円とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象費用に対し補助限度額の範囲

内で補助対象者が特定教育・保育施設等に対し現に支払った補助対象費用の額（以下「実費徴収額」という。）とし、実費徴収額を補助対象者に支給するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、「板橋区補足給付補助金支給申請書」（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、実費徴収額に係る領収証及び福祉事務所の長が発行する証明書を添付するものとする。この場合において、領収証にあっては特定教育・保育施設の実績報告等により確認がとれる場合、証明書にあっては既に別の補助金等の申請において提出済みの場合は、これらを省略することができるものとする。

（交付決定等）

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請者の資格その他必要事項を審査のうえ、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 区長は、教育・保育給付認定保護者に補助金を交付するものと決定したときは、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないものと決定したときは、その理由を付記した通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 補助金の支払いは、前条の交付決定を受けて、口座振替依頼書に基づき、保護者の指定する口座に振り込むものとする。

（補助金に関する調査）

第9条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者若しくは代理人に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

（決定の取消し）

第10条 区長は、保護者又は代理人が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第6条関係）
（宛先）板橋区長

板 橋 区 補 足 給 付 補 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

住 所	板橋区
フリガナ	
園 児 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
園 名	
年 齢 児	

東京都板橋区補足給付補助金について、支給申請します。
補助金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。
(個人情報について)
☐ 決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する私の世帯の生活保護情報、税務情報等の公簿、また通園先の幼稚園が有する在籍期間、保育料等納付状況、学齢簿等を閲覧及び調査することに同意します。
☐ 本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定及びその付帯業務のため区が利用することに同意します。

(フリガナ)
保護者氏名_____

振 込 先	金 融 機 関 名								
	支 店 名								
	口 座 番 号	普通口座							
	フリガナ								
	口 座 名 義 人								

※ 振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

〒

東京都板橋区 丁目 番 号

様

第 号
年 月 日

東京都板橋区実費徴収に係る補足給付補助金交付決定通知書

板橋区長

以下の通り、東京都板橋区実費徴収に係る補足給付補助金の支給額を決定したので通知します。

記

児童の氏名		施設名	
生年月日		学年	

交 付 決 定 額		円	
(内訳)			
	実 費 徴 収 額 の 種 類	金 額	備 考
月		円	
		円	
月		円	
		円	
月		円	
		円	
月		円	
		円	
月		円	
		円	
月		円	
		円	

問合せ先
教育委員会事務局学務課 幼稚園係
Tel 03－3579－2613